		TIM12 (1/1/1								
⊐ − 4.	ド -1-10	事務事業名 人権啓発事					所管部 市民生	課 活部生活文化!	課	
事務事	事務事業の目的 日本国憲法には、すべての国民が個人として尊重されること、法の下に 平等であり、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により差別されない ことがうたわれているが、現実にあるさまざまな差別があるため、人権尊 重意識の醸成を目指す取組みをいっそう進める。									
事業の概要	人権啓 を中心	こ)	拖(6/1…人権 擁	涯護委員の日、12/4~10人権週間 会、12月にはパネル展示を行った。			根拠法令等 人権擁護委員法			
	事業開始時期合併前から			実施形態 □ 直営 □ 委託 □ 補助			☑その他(分担金)			
評価指	活動指標名 啓発事業の実施回数 PR回数			活動指標の考え方(定義) 啓発事業を実施した回数 広報西東京へ掲載してPRした回数						
標の設定	成果指標名 啓発事業への参加者数			成果指標の考え方(定義) 啓発事業に参加した参加者数						
				単位	14年度	15年度		16年度	17年度	
	事業費(A) 国庫支出金				2,447		479	367	372	
	一			· 千円	1,469					
	その他 一般財源			-	978		479	367	372	
事	所要人員(B)			人 千円	0.52 4,288		0.52 1,302	0.52 4,331	0.52 4,331	
務事業デ	人件費(C)=平均給与 × (B) 総コスト(D)=(A)+(C)			千円	6,735		1,781	4,698	4,703	
	単位当たりコスト (E)=(D)/(啓発事業への参加者数)			千円	11		68	36		
I タ	歳入			千円						
9	活動指標		目標値	回				2	2	
			実績値	回	1		2	2		
	活動指導	標	目標値 実績値	<u></u> 回 回	2		2	2 2	2	
	成果指	標	目標値 実績値	人 人	600		70	100 132	50	
	成果指	標	目標値					102		
事業環境	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)			啓発事業実施時のアンケート結果(抜粋) ・人権を守るということについて、これからも講演会などをお願いします。 ・地味な仕事をしている人は大変だなと思いました。本日は、自分なりに少しでも勉強になりました。また機会がありましたらぜひ参加したいと思っています。						
	国·都·他市·民間等 における類似事業			人権擁護委員は法務大臣の委嘱による。 各市での人権啓発事業のほか、「多摩東人権擁護委員協議会ネットワーク事業」が各市持ちまわりで実施されている。						
	運営上の制約条件・ 外部要因等			人権擁護委員は法務大臣の委嘱によるものであり、市の関わり方が不明確な部分が多い、また、「人権」と言っても、現在は分野ごとに専門の相談窓口が整備されてきており(女性相談、障害者関係の相談、高齢者の相談、外国人相談など)、人権擁護委員の存在意義が問われ始めている。また、近年検討されている人権擁護法案の中で、人権擁護委員の役割や位置づけも見直されるような話もあり、動向を見守る必要がある。						

コー	۴	事務事業名	所管部課						
4	-1-10	人権啓発事業	市民生活部生活文化課						
	項目	評価結果	判断理由、説明等						
	実績	□極めて良好 □良好 ☑ 不十分	法務大臣から委嘱された人権擁護委員(西東京市には17年4月1日現在、委員は9人)が行う「人権・身の上相談」や、市との連携によるさまざまな事業を通して、現在人権啓発が行われている。						
	1.52	□ 極めて不十分							
事業所管部評価	必要性	□増大 ☑変化なし	日本国憲法に明記されている人権の重要さは変わらない。						
		□減少、一部なし □かなり減少							
	効率性	□ 大き〈改善□ 問題なし □ 問題あり □ 抜本的な問題あり	人権擁護委員、あるいは法務局が主催する事業に対し、市がどこまで関わるべきか。この点が曖昧なことにより、事務効率が悪くなることがしばしばある(会議への出席等)。 多摩東人権擁護委員協議会に対し、地域活動費として分担金を支出しているが、地域での活動に該当する西東京市の市民相談室における人権・身の上相談に従事した際、謝金を支払っていた。平成16年度より見直し済み。						
	公平性	□ より充実 □ 問題なし □ 問題あり □ 抜本的な問題あり	あらゆる人に対し、門戸を開いており、公平性は確保できている。						
	総合評価	□ 拡充 □ 継続実施 □ 改善・見直 し □ 抜本的見直 し □ 廃止・休止	法務局、人権擁護委員、市の役割分担の整理と明確化、人権擁護委員の存在意義の明確化(現在では高齢者・障害者・女性・子どもなど、各分野の専門家による相談が整備されてきており、それらとの連携や役割分担)、人権擁護委員に対し、専門分野の研修などを行うことが必要。しかし、基本的には国の制度のため、市としての抜本的改善は困難である。 今後、啓発事業を行う際は、時事問題など、市民の関心をひくようなテーマの設定が必要。						
17年度 における 改善点		権・平和事業」という形	人権週間」となっており、この期間に啓発事業を行っている。他の区や市では「人 どで啓発事業を行っているところもあり、さらに西東京市では毎年、平和事業もこの時 :から、「人権・平和事業」という形での事業実施を提案。						
		□拡充							
行革	大 部	□継続実施							
行革本部 評価		□改善・見直し							
		□ 抜本的見直し□ 廃止・休止							
: 評価の視点 :実 績: 十分な成果をあげているか。必要以上のサービスにより、経費が過大となっていないか。など									
必要	性:	国・都・民間での実施しているか。 廃止したり	状況に鑑み、市が実施すべき事業といえるか。社会経済状況の変化を踏まえて実施 場合に大きなデメリットは生じるか。 など						
		限られた財源を有効に活用しているか。現在の実施方法が最も効率的な方法といえるか。など サービス対象に問題はないか。利用者の利便性に配慮しているか。受益者負担の水準は妥当か。など							
松合評価: 各項目の評価及び類似団体等とのサービス水準の比較を踏まえた、今後の事業のあり方·方向性。									
拡充:ニーズの増大に対応して、事業を更に強化する必要があるもの。									
継続実施: 現状水準で事業を継続していくもの。給付対象者の自然増減に伴いコストが増減する場合を含 改善・見直し: 現在の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直しなどにより改善を図るべきもの。									
			それが一部廃止など、事業の仕組みを含めた根本的な見直しが必要なもの。 それで一部廃止など、事業の仕組みを含めた根本的な見直しが必要なもの。						
į	廃止・休止: 事業を休止又は廃止するもの。単年度事業など、終了が確定しているものを含む。 - 105 -								